

令和5年12月

新川広域圏事務組合議会12月定例会会議録

令和5年12月26日 開会

令和5年12月26日 閉会

新川広域圏事務組合

令和5年12月26日 魚津市役所 第1委員会室において開く

議事日程

- 第1 仮議席の指定
- 第2 議長選挙
- 第3 議席の指定及び一部変更
- 第4 副議長選挙
- 第5 会議録署名議員の指名
- 第6 会期の決定
- 第7 議案第5号及び議案第6号について
(理事長提案理由説明)
- 第8 組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑
- 第9 議案第5号及び議案第6号について
(常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決)
- 第10 議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査

本日の出席議員 (13人)

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 久保田満宏君 | 2番 | 林久嗣君 |
| 3番 | 浜田泰友君 | 4番 | 中瀬淑美君 |
| 5番 | 古川和幸君 | 6番 | 中野得雄君 |
| 7番 | 高野早苗君 | 8番 | 木島信秋君 |
| 9番 | 本田均君 | 10番 | 佐藤一仁君 |
| 11番 | 松澤孝浩君 | 12番 | 加藤好進君 |
| 13番 | 西岡良則君 | | |

説明のため出席した者

理事長	村 椿	晃 君	副理事長	武 隈	義 一 君
副理事長	笹 島	春 人 君	副理事長	笹 原	靖 直 君
会計管理者	矢 野	道 宝 君	事務局長	森 田	薫 君
総務課長	立 野	宏 君	業務課長	松 野	龍 一 君
エコぽ〜と 所 長	森	義 雄 君	宮沢清掃センター兼クリーンぽ〜と 所 長	飛 島	力 君

職務のため出席した者

魚津市企画部次長兼企画政策課長	浦 田	誠 君
黒部市総務管理部企画情報課長兼企画調整班長	能 登 隆	浩 君
入善町企画財政課長	岡 島	康 司 君
朝日町財政管理課長	山 崎	明 子 君
総務課課長代理	水 島	真 人 君
総務課主査	島	司 君

午前10時00分 開会

○事務局長（森田薫君） 定例会の開会に先立ちましてご説明申し上げます。今議会では、議長、副議長は不在となっております。このような場合、議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定により、出席議員中、年長議員が臨時の議長の職務を行うことになっております。ただ今の出席議員中、西岡良則議員が年長議員であります。

西岡議員、議長席へお願いいたします。

「開会宣告」

○臨時議長（西岡良則君） 地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。

本日12月定例会が招集されましたところ、ただいま出席議員は全員であります。

これより、令和5年新川広域圏事務組合議会12月定例会を開会いたします。

本定例会における議案説明のための出席者は、理事長、副理事長、会計管理者、事務局長その他関係課長等であります。

「議事日程報告」

○臨時議長（西岡良則君） これより会議を開きます。

本日の日程はお手元に配付した日程表のとおりであります。

「仮議席の指定」

○臨時議長（西岡良則君） 日程第1 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいまご着席の議席といたします。

「議長の選挙」

○臨時議長（西岡良則君） 日程第2 議長の選挙を行います。

お諮りいたします。

この選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（西岡良則君） ご異議なしと認めます。

よって、選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、本職より指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（西岡良則君） ご異議なしと認めます。

よって、本職より指名することに決定いたしました。議長に高野早苗君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました、高野早苗君を議長の当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○臨時議長（西岡良則君） ご異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました高野早苗君が議長に当選されました。

議長に当選されました、高野早苗君が議場におられますので本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選された旨告知をいたします。議長に当選されました高野早苗君からごあいさつがあります。

○議長（高野早苗君） みなさん、おはようございます。

ただいま指名推薦により議長という重責を与えていただきました。誠にありがとうございます。そしてよろしくお願ひします。広域圏議会では、広域で決めなければいけない案件がたくさんありますのでみなさんと議事を深めていければと思っております。よろしくお願ひします。

○臨時議長（西岡良則君） ここで議長と交替いたします。

「議席の指定及び一部変更」

○議長（高野早苗君） 日程第3 議席の指定及び議席の一部変更を行います。

議席は会議規則第4条第1項の規定により入善町議会より選出されました本田均君は9番、佐藤一仁君は10番、松澤孝浩君は11番、黒部市議会より選出されました古川和幸君は5番、高野早苗は7番をそれぞれ指定いたします。

黒部市議会より選出されました古川和幸君の議席の指定に関連し、会議規則第4条第2項の規定により、議席の一部を変更いたします。議席5番、中野得雄君は6番へ、変更いたします。

お諮りいたします。

ただいま申し上げましたとおり、議席の指定及び一部を変更することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野早苗君） ご異議なしと認めます。よって、議席の指定及び議席の一部を変更することに決定いたしました。

「副議長選挙」

○議長（高野早苗君） 日程第4、副議長選挙を行います。

お諮りいたします。

この選挙の方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定により指名推選によりたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野早苗君） ご異議なしと認めます。

選挙の方法は、指名推選によることに決定いたしました。

お諮りいたします。

指名の方法については、本職より指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野早苗君） ご異議なしと認めます。

よって、本職より指名することに決定いたしました。副議長に、本田均君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました本田均君を副議長の当選人と決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野早苗君） ご異議なしと認めます。

ただいま指名いたしました本田均君が副議長に当選されました。副議長に当選されました本田均君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項の規定により、当選された旨告知をいたします。副議長に当選されました本田均君からごあいさつがあります。

○副議長（本田均君） 副議長を仰せつかりました入善町議会の本田でございます。議長を補佐しながらみなさんと議論を高めながら、この役割を全うしたいと思います。よろしくをお願いします。

「会議録署名議員の指名」

○議長（高野早苗君） 日程第5、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより議長において、2番 林久嗣君、10番 佐藤一仁君を指名いたします。

「会期の決定」

○議長（高野早苗君） 日程第6、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期を、本日一日と定めたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日一日と決定いたしました。

「議案第5号及び議案第6号について」

○議長（高野早苗君） 日程第7、本会議に付議されております議案第5号及び議案第6号を議題といたします。

「提案理由説明」

○議長（高野早苗君） 提案者の説明を求めます。理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿晃君） 本日ここに、令和5年新川広域圏事務組合議会12月定例会が開催されるにあたり、本年の主要事業の経過について申し上げますとともに、提案いたしました案件について、その概要をご説明申し上げます。

はじめに、エコぼ〜と基幹的設備改良延命化計画について申し上げます。

昨年度は、長寿命化総合計画の作成におきまして、精密機能検査の結果に基づき、延命化を図るため工事内容を計画し、延命化の効果について総合的な評価を得たところでございます。

エコぼ～との基幹的設備改良工事は、来年令和6年度から令和9年度までの4か年に渡って実施する予定であり、今年度は、その入札用発注仕様書の作成及びそれに関連する一連の業務を委託して、現在、準備を進めているところであります。

ごみの処理は、現代社会の生活において、電気や水道、道路などと同様に、なくてはならない社会基盤のひとつであります。

このエコぼ～との基幹的設備改良工事は、今後の新川地域のごみ処理に関する重大な事案であります。また多額の費用も要しますが、地域の皆様方のご理解やご協力を得ながらこれからの将来も安定したごみの処理が行えるように、エコぼ～と基幹的設備改良工事を進めて参りたいと考えております。

それでは、今定例会に提出いたしました議案について説明いたします。

議案第5号令和5年度新川広域圏事務組合一般会計補正予算第1号は、歳入歳出予算の総額からそれぞれ56,368,000円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,685,996,000円といたしたいのであります。

今回の補正の主なものは、まず歳入につきましては令和4年度繰越金65,216,000円を増額いたしております。

歳出では、人件費で人事院勧告による期末手当支給割合の引き上げや退職手当負担金などにより7,301,000円の増額としております。物件費では、主なものとして、電気料単価の上昇が当初の予想より落ち着き価格が安定したことにより組合2施設の光熱水費を合計21,600,000円の減額、指定ごみ袋の入札における製造単価の減により環境対策費を42,069,000円の減額としております。歳出合計では、56,368,000円の減額としております。

以上、歳入の増額分と歳出の減額分を調整いたしまして、分担金を121,584,000円減額いたしております。

続きまして、債務負担行為の設定についてであります。

エコぼ～とごみ処理業務委託など合せて10件につきましては、新年度当初より業務を行わなければならないため、本年度中の契約締結が必要となりますので債務負担行為を設定するものであります。また、宮沢清掃センター4トンダンプ車購入費については納入に18か月ほど要するため、富山地方裁判所高岡支部令和5年(ワ)第130号損害賠償請求事

件に係る代理人に要する費用については事件が完結するまでの間、これらにかかる経費について債務負担行為を設定するものであります。

次に、議案第6号、新川広域圏事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

人事院勧告に基づく職員の期末勤勉手当の支給月数を0.1か月分引き上げ、並びに給料月額の見直しを実施するため関係条例の一部を改正するものです。

以上、本日提出しました議案の説明といたします。何卒慎重ご審議のうえ、議決をいただきますようお願い申し上げます。

「組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑」

○議長（高野早苗君） 日程第8、組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑を行います。発言の通告を受けておりますので、発言を許可いたします。

3番、浜田 泰友君。

○議員（浜田泰友君） はい、新川広域圏議会12月定例会にあたり、通告に従い2点の質問をいたします。まず一点目はプラスチック資源一括回収についてです。

プラスチックに係る資源循環の促進等に係る法律が令和4年4月1日から施行され、従来のプラスチック容器包装に加えプラスチック製品もリサイクルの対象となりました。

全国の自治体で、プラスチック一括回収に向けた取り組みが進んでおります。

それでは、実施時期についてお伺いいたします。プラスチック資源循環法に基づき、プラスチック資源一括回収が実施されます。県内では富山地区広域圏事務組合が令和6年4月から実施するほか、県西部でも令和6年中に開始されます。新川広域圏での実施はいつからになりますかお答えください。

次に、広域圏の関わりについてお伺いします。同法33条に基づき市町村が再商品化計画を策定し主務大臣の認定を受けることとしています。これまで行っていた容リ法ルートに加えて、大臣認定ルートを選べるようになりました。

大臣認定ルートでは、再商品化事業者が選別、保管、梱包等の中間処理工程を行うため、中間処理を行う必要がなくなることがメリットとして挙げられます。

次に今年度、環境省のプラスチックの資源循環に関する先進的モデル形成支援事業の採択を受け、2市2町で実証実験を行ったところです。今後、実施に向けた大臣認定ルートの事務作業が行われると思っておりますが、市町それぞれ行うよりも広域圏で担う方が効

率的であると考えますが、見解をお聞かせください。

次に二点目は広域圏の在り方について問います。これまで先輩諸氏が、2市2町の広域圏事業に大きな期待を寄せ、さまざまな質問を寄せられたことに引き続き私も質問をさせていただきますと思います。

先の理事者として澤崎前魚津市長や大野前黒部市長が、広域圏議会にどのようなことを述べられていたのか会議録を読み返していました。

1つには、施設の老朽化が進み更新の際には統合の話も出てくるだろうとか、広域圏での市町の一体感がさらに求められるという言葉がありました。

また、広域圏消防、介護保険ケーブルテレビについて広域での取り組みができなかったという課題についての言及もありました。人口減少が進む中では、圏域内の自治体単独でできることはますます厳しくなっていくと想定されます。先程のプラスチックの質問でも広域圏連携について取り上げましたが、生き残りをかけてやれることをすべてやっていく気持ちをもっていかなければならないというふうに思います。

それでは、2市2町の広域連携について問います。新川広域圏事務組合理約の第4条では組合の共同処理する事務について9つの具体的な事務が示されているが、圏域の人口減少が進む中では、これまで以上の広域連携を模索していく必要があります。

本年度、行政視察のテーマの一つが信州いいやま観光局インバウンド観光であり、研修会のテーマが黒部宇奈月キャニオンルート及び新川地域の観光であったように、組合の共同処理する事務でない新しい課題に既に取り組んでいるところではあるが、圏域の将来を見据え組合組織を強化していく考えについて、見解をお聞かせください。

○議長（高野早苗君） 理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿晃君） プラスチック資源一括回収の実施時期について、お答えします。

まず、実施時期をお答えする前に現状について報告させていただきます。

海洋プラスチック汚染問題や気候問題等への対応のため、プラスチックにかかる資源循環の促進等に関する法律が制定され、プラスチック使用製品、例えばプラスチック製のハンガーや歯ブラシ等がリサイクル回収の対象となりました。

新川地域における動きといたしましては、各市町が容器包装リサイクル業務関係を委託している中間処理業者によってはプラスチック使用製品を圧縮・梱包をするベール化ができない業者もありますので、効率的なりサイクルを実施するため、各市町単独ではなく魚津市、黒部市、入善町、朝日町の共同事業として実施できるよう今年8月から協議し、秋

には実証実験を行っています。

実施時期につきましては、令和6年2月に実証実験の結果が分かり、そこから問題点の洗い出し、問題点への対応、そして住民の皆様への周知をしていく必要がありますので、令和6年度実施は困難であります。実施時期は現在検討をしております。

次に、プラスチック一括回収に係る事務作業を広域圏で行った方が効率的なのではないかについて、お答えします。

先にお答えいたしましたとおり、市町単独で実施するより、広域で実施する方が効率的であると認識しております。

今後、必要な事務を申し上げますと、プラスチック使用製品の回収にあたり、分別収集の再商品化の実施に関する計画を作成し、環境大臣への認定申請をしなければなりません。この認定申請を各市町で実施するのではなくて、県内の事例になりますが、令和6年4月から実施予定の富山市では、この認定申請は富山地区広域圏が認定申請を行い共同でやると聞いております。

当組合でもどのような役割を担っていくのか整理しながら、各市町と協議して進めていきたいと考えております。

次に新川広域圏のあり方ということで、2市2町の広域連携についてお答えします。

現在、当組合の共同処理する事務は、組合格約の第4条に定められており、「一般廃棄物処理施設の設置及び維持管理並びに運営に関する事柄」など9つの共同処理事務を行っております。

また、新川地域の振興を図ることを目的とした新川地域推進協議会の事務局として、新川地域が一体として推進を期すべき事業を促進するべく、県への要望のとりまとめ等を行っております。

その他、新川地域の発展や課題等についての一助となりますよう、新川広域圏市町関係議員の皆さまを対象とした研修会を毎年開催しており、本年度は、「黒部宇奈月キャニオンルート及び新川地域の観光について」というテーマで、株式会社JTBからご講演をいただいたところであります。

圏域の将来を見据え組合組織を強化していく考えについて見解を問うとのご質問ですが、浜田議員のご指摘のとおり、人口減少が進む中、当組合がこれまで以上に共同処理事務を行うことが必要になることも考えられます。

また、今後さらに現場業務に関する実務上の知識・専門性が問われ、人材育成を最重要

課題の一つとして組織を強化し施設の複雑、高度化に対応していかなければならないと考えております。

今後も、新川圏域の課題や住民ニーズなど情勢を見極めながら、2市2町の更なる広連携を含め、どのような行政サービスの提供体制が有効なのかを、議員の皆さまとも議論を重ね、これからの時代を見据えた組織づくり・体制強化に努めたいと思います。

○議長（高野早苗君） 3番、浜田泰友君。

○議員（浜田泰友君） はい。それでは、1つだけ再質問をさせていただきます。

まず、プラスチック資源一括回収は令和6年度に実施することは難しいということですがなるべく早く実施できるよう頑張っていたいただきたいと思います。2市2町で行うという方向性は示されたと思いますので、よろしくお願いします。

広域圏の在り方という質問では、広域圏で新たな事務を行うということになるとマンパワー、組織を強化していかないと仕事だけが増えていくということになります。2市2町で一緒にやっているのです様々な課題がありますのでなんでも広域圏で取り組むというわけにはいかないと思います。

組織論になりますが、2市2町の連携を強化していく方法や広域圏の組織自体を強化していく方法などがあるかとは思いますが組織の体制について今後どうしていくのか理事長の思いをお聞かせください。

○議長（高野早苗君） 理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿晃君） 広域圏の組織の性質に関する質問ですが、大変難しい質問だと思っております。ごみ処理に関しても、市町の環境サイドと協議をしながら組み立てていくという状態です。どちらが企画をリードしていくかということにも関わる質問かと思っておりますが、ごみ処理に関する基盤となる事業は新川広域圏でしっかりと行っていく必要があると思っております。

その他の広い分野の事業については、現状難しい面もあろうかとは思いますが関係市町でのコミュニケーションですとか施策の構築をしっかりと行い連携を進めていく中での企画力ですとか調整力を高めていければと考えています。

○議長（高野早苗君） 浜田泰友君。よろしいですか。

○議員（浜田泰友君） はい、ありがとうございます。

○議長（高野早苗君） 次に6番、中野得雄君。

○議員（中野得雄君） 通告に従いまして、質問をさせていただきます。

まず、前回も質問をしましたがエコぼ〜と基幹改修計画の進捗状況について伺いたいと思います。昨年の定例会でも質問させていただいており、一年間何もしていなかったという事は無いと思いますが先の全員協議会、委員会でも説明がなかったものですから進捗状況を伺うものであります。

本来 60 億円とか 70 億円いわれる大きな事業ですので、市町の全員協議会、委員会で説明があつて然りの事案であろうかと思ひます。

改めて申しますが高額な分担金、税金を投入して行う事業の最大の懸案は 2 市 2 町の住民がより一層生活を充実させることにあります。市町民が納得できるもので、時代に即したものでなければならぬと考えております。

このように決定しました、基幹改修を行いますということでは何のためにここに広域圏議員が集まっているのか分からなくなる状況にもなります。広域圏議員にしっかりと説明していただき、2 市 2 町の住民のためになるものを作り上げていきたいと思ひます。

ここにおられる議員の中には電気のエキスパートの方や、生活環境をライフワークにしている方、機械のことならかなりやっているから詳しいという方、色んな分野で長けている議員の方がたくさんおられます。今後の詳細に関しては教えていただけるようお願いしたいと思ひます。

次に参ります。容器リサイクル法ですが、ご存じのとおり一般家庭から排出されるビン、ペットボトル、お菓子などの紙フィルム、レジ袋等をリサイクルする法律であります。

この容リ法につきましては、2006 年度に改正容器リサイクル法が成立して現在行っているものであります。現在、リサイクルについては各自治体での対応となっておりますが、ビニプラ混焼となりますとエコぼ〜と基幹改修の工事が令和 7 年度から始まるとすれば供用の開始が 9 年、10 年になろうかと思ひますが容器包装リサイクル法に伴う組合の対応について伺うものであります。

次に参ります。エコぼ〜と基幹改修後はビニプラ混焼となるわけであります。当然、一般家庭からの排出日等も変更があるかと思ひますが、エコぼ〜と基幹改修後にいつ頃収集日の変更の周知を行うのか伺うものであります。

4 つ目に、ビニプラ混焼となった場合に宮沢清掃センターの業務内容が変更になるかと思ひますが、ビニプラ混焼後の宮沢清掃センター業務体制について伺ひます。

次の 2 つ目の項目に移ります。10 月の新聞に記載されておりましたごみ袋発注に係る損害の訴訟についてであります。この事案に関しては、高岡市の製造メーカーが新川広域圏

事務組合に対して175万円の損害賠償を求め、10月3日に富山地方裁判所高岡支部に提訴したものであります。第1回の口頭弁論については11月9日と新聞に記載されておりました。この質問に関しては、最近よく耳にする答弁ですが訴訟中の懸案であり訴訟の事案に支障をきたす事案であるので詳細に関しては回答を控えるという答弁もあろうかと思いますが、是非差支えの無い範囲でご説明をお願いしたいと思います。

次に、この事案を踏まえまして、今後の契約のあり方についてどのように考えておられるのか伺います。

最後に、先ほど浜田議員の質問にも新川広域圏事務組合の将来を見据えた組合組織の強化というものがありませんでした。理事長から、今後しっかりと組織づくりをしていくという答弁をいただいたところではあります。ここで質問に移りたいと思います。2市2町に広域的取り組みについてであります。これは最早、枕言葉のように言われていますが少子高齢化というキーワードであります。先の新聞にも記載されておりましたが、厚生労働省の国立社会保障・人口問題研究所、いわゆる社人研によりますと2050年に富山県の人口が26.4%減少し、76万1,719人になると推測している記事であります。これを新川広域圏で深掘りしてみますと2050年には朝日町の人口が5,023人、入善町の人口が1万3,550人、黒部市が2万9,373人、魚津市が2万6,450人となります。2市2町の合計が7万4,396人となり、2020年の統計が11万5,093人ですので、4万697人の減となります。これは2020年の魚津市の人口とほぼ同じ数字になるわけでありまして。極端に言うと魚津市一個が2050年にはなくなっているという状況になっているのであります。

現在、この少子化問題、人口流出問題については2市2町で様々な取り組みを行い、また色んな知恵を出し合っておりますが将来の数字がこうして出ていることを鑑みますと自ずと答えが出てくるかと思えます。魚津市、黒部市、入善町、朝日町などといっていないで先ほどの浜田議員の質問にもありましたが新川広域圏を強化して色々な事業に取り組んでいかなければという思いであります。そして、そうでなければ今後の広域圏は住民に対して後世に大きな負担を残していくこととなります。

こうした状況はここにおられる首長の方々は十分に理解されていると思えますので、私に言われなくても分かっているという風に思っておられると思えますがその中であえてこの質問をさせていただきます。

まず、結婚支援事業についてであります。私の周りの方から独身を満喫されている方から、行政が結婚問題に首を突っ込むな、大きなお世話だという貴重なご意見をいただくこ

ともあります。逆に、巡り合う機会が無いのでいい人がいないかという方もおられます。

少子化問題を考えますと行政としても、放っておけない問題であります。他の市町のことはよく分からないのですが、黒部市を例に挙げますと結婚支援補助金が年間661万円あります。この補助金は使わないと返さないといけない、みなさんご存知の補助金であります。これだけの補助金があっても、黒部市ではバンバン結婚して、バンバン子供ができるという状況にはいたっておりません。以前、高野議長が新川広域圏で音頭をとって新川広域圏の未婚者に巡り合うチャンスを作っていただけないかという勘案されたところ全く音沙汰がなかったと聞いております。その結果、高野議長は有志の議員に声をかけて滑川市も巻き込んで3市2町で写真による婚活事業を行い、成果をあげているという風に聞いています。現在でも、そこで知り合ったカップルの交際が続いているという風に聞いております。

それを踏まえて質問をするものであります。各自治体で行われている結婚事業の支援を新川広域圏が中心となって各自治体とすすめられてはいかがですかという質問であります。

最後になります。これも新川広域圏が一体となってすすめなければならない重要な懸案であります警察署の再編であります。インターネットにも公表されております第3回の管内別の公聴会が行われております。11月20日に黒部警察署、同日に魚津警察署、11月21日に入善警察署で公聴会が開催されております。そもそもこの再編の目的は庁舎の老朽化、人員配置の見直しといったところであります。新川地区の安心安全が、どうすれば担保できるかということでございます。現在、西部の5つの警察署が決まりました。新川地区が最後になるかと思えます。老朽化というところを見ますと、警察幹部と話をしましたら黒部、入善の警察署の老朽化は最たるものがある。古いものの順番で言えば横綱、大関クラスではないかというような話を伺っております。

ここで、お伺いします。魚津市、黒部市、入善町警察管内の市町民のためにどのように再編目的にそって考えていくべきかを新川広域圏が中心となって取り組んでみてはいかがかという質問であります。以上3項目、よろしく申し上げます。

○議長（高野早苗君） 理事長 村椿 晃君。

○理事長（村椿晃君） 計画の進捗状況についてお答えいたします。今年度は、来年度の基幹改良工事の入札に向けまして、発注支援業務を行っており、現在、エコぽ～との精密機能検査、長寿命化総合計画を基に検討してきました基幹的設備改良工事の内容を、業務委託業者のコンサルタントを交え、入札用発注仕様書内容の最終の精査作業を行っていると

ころであります。

今回の改良工事は、国の交付金対象事業でありますので、可能な限り工事する各設備が交付対象事業になるように、内容の精査を行っているところであります。

進捗状況の説明がなかったというご指摘がありました。申し訳ございません。可能な限り段階に応じた情報提供は努めてきたつもりではありますが、今後も速やかな情報提供に努めていきたいと思っております。

また、建設物価や労務単価が高騰している状況であります。少しでも経費を抑え、より良い計画となるよう努力しているところであります。

ビニプラ混焼による容器包装リサイクルの取り組みをどのように進めるのかについてお答えいたします。

まず、ビニプラの混焼ですが、実施に際して、地元住民の皆様の御理解が重要になります。これからお話することは、住民の皆様はどういったことを伝えて準備をしていかなければならないかという観点でご対応していきます。

さて、近年はプラスチックごみによる海洋汚染問題等により容器包装プラスチックのリサイクルへの関心は今まで以上に高まっていると認識しております。

このようにリサイクル意識が高まりつつあるところに、エコぼ〜とでビニプラを混焼するという話は、住民の皆様はプラスチックはもやせるごみという印象を与えてしまい、せっかく高まっているリサイクル意識を低下させてしまう恐れがあります。

そのため、住民の皆様へ周知する際には、例えば「基本的にプラスチックはリサイクルに出してください。ただし、汚れてリサイクル不可能なプラスチックはもやせるごみに出してください。」といったように「もやせるごみに出せるようになったので、リサイクルに出さなくてよくなった。」と誤解されないよう、各市町と協力しながら丁寧に周知して参ります。

3点目の混焼実施に伴う収集体制の変更の可能性、変更の場合、何時、どの時期に周知するのかについてお答えいたします。

現在、ビニプラ類は毎月第1週目、3週目、4週目のもやせないごみの日をビニプラの日と決めて収集されております。

エコぼ〜とでの混焼が実施されれば、もやせるごみに変更し収集されるものと認識しております。

今後、もやせないごみの収集体制をどのように変更していけば良いのか、収集を実施さ

れております各市町と住民への周知を含め協議を進めてまいりたいと考えております。

ビニプラ混焼後の宮沢清掃センターの体制についてお答えいたします。

現在の宮沢清掃センターはビニプラと粗大ごみを中間処理しております。ビニプラ混焼が実現した場合、粗大ごみのみ処理する施設になります。

そのため、粗大ごみの処理に集中できますので、現在の粗大ごみ処理体制よりも充実した体制が実現できるものと考えております。

例えば、粗大ごみ破砕機投入前に手選別を追加できれば、アルミ、磁性物等の資源物のさらなる回収や、火災等の原因となるリチウムイオン電池等の危険物除去がこれまで以上に可能になると考えております。

今後、ビニプラ混焼を検討する際には、併せてビニプラ混焼実現後の宮沢清掃センターの体制はどのような体制がよいか、環境面、安全面及び費用面等を踏まえて検討してまいります。

次に、指定袋製造業者との訴訟について、問題の経緯と現在の状況についてお答えいたします。

先の全員協議会においてご説明したところでありますが、令和4年度のごみ指定袋製造受注業者が令和5年10月2日付けで富山地方裁判所高岡支部に訴状を提出し、当組合が10月10日に訴状を受け取ったところであります。

訴状内容としましては、入札に提示している予定枚数と実際の発注枚数の差3%減を超えた分の損失と、発注増により追加が生じた製造費用を賠償請求されたものであります。

裁判の口頭弁論については、職員では対応が困難なことから、顧問弁護士の和醜法律事務所に委任いたしております。

去る12月4日、口頭弁論に係る第1回書面による準備手続きがウェブで行われました。第2回書面による準備手続きは令和6年1月15日と指定されており、ウェブや電話などで実施されます。今後も弁護士と相談しながら対応してまいります。

次に、これを踏まえてのこれからの契約の在り方をどの様に考えているのかについてお答えいたします。

現在、当組合が実施しております契約の方法は、単価契約による発注枚数分の買い取りといたしております。これは、射水市でも同様の契約方法で実施していると伺っております。この契約方法については、残余分は買取りいたしませんので、残余分が受注者の負担になっていることは事実であります。

高岡市などは、購入枚数を確定して全量買い取りする契約方法を実施しております。当然、枚数が不足しないよう余剰分を多く見込んだ枚数を設定し、その製造分を倉庫で保管できることが可能な業者が受注されております。また、次年度に受注者が代わった場合には、当年度の残余分を次年度の受注者に引き渡すことになっております。

高岡市の指定袋の種類は、もやせるごみの大・中・小の3種類であり、もやせないごみの指定袋はありません。

当組合は、もやせるごみ、もやせないごみ、それぞれ大・中・小と事業系の袋も合わせますと8種類の指定袋を取り扱っておりますので、大量の指定袋の保管・管理が必要となり、対応が非常に難しいと考えられます。

保管や配送などを別の業者に委託するケースもあるようですが、別契約になりますと経費が膨らむことになります。

今後、どのような方法が最良で、実現可能であるか、様々なケースを参考にしながら検討してまいりたいと考えております。

次に2市2町の広域的な取組みについて、各自治体等で実施している結婚支援事業の取組みを広域圏で行ってはいかがかということについてお答えします。

先ほど、浜田議員の質問にもありましたが新川広域圏事務組合で何をどこまで取り組むのかという大元の話にも関わって参ります。人口減を踏まえてこの圏域で取組みを考えていくことが重要であると考えていますが、先ほどから議論が行われているとおり、この地域のみなさんがごみ処理の問題に安心して生活していただけるように最大限に傾注している状況であります。そういった意味では、広域的な多くの課題をこの新川広域圏で考えていけと言われると現実的な問題として苦しいところがあります。ただ人口減の問題に直面して、これからどうしていくのかというのは大きな共通の問題であります。婚活支援につきましても、それぞれ市町で展開しておりますけれども、募集者を広域に広げるといふ努力もしております。

中野議員の大きな重いご指摘は受け止めて考えていきたいと思っておりますけれども、広域圏事務組合としてエコぼ〜と基幹改良計画も含めて基幹的なものしっかり進めさせていただきたい。そして、関係各市町と協力して新川地域推進協議会もありますのでこれからの時代を見据えたものは一緒に考えていくというスタンスでいきたいと考えております。

2点目、警察署再編協議を広域圏の課題として取り組むべきでないかについては、新川広域圏事務組合理事長としての答弁は控えさせていただきます。それぞれの自治体以上で話

が進んでいますし、中野議員からの紹介があったように警察署での公聴会をベースにした議論が進んでおります。そのような議論がまとまっていけばと思っておる次第であり、推移を見守りたいと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（高野早苗君） 6番、中野得雄君。

○議員（中野得雄君） 理事長、丁寧な回答ありがとうございます。丁寧な回答をいただいたので再質問はやめようかと思っておりましたが、警察署の再編の件で煮え切らないというかパツとしないというか胸につかえるものがあつたので再質問させていただきます。

住民ファーストであります。安心安全が一番であります。ぜひ、村椿理事長には戦国武将の毛利元就の言葉を借りるならば、3本の矢となってやっていただければ問題もスムーズに解決するのではないかと思います。こういった問題を広域圏で全てやれといっているではありません。ここにおられる首長の方々、内々に話をしているのか分かりませんが非公開でもなんでもいいですから3カ所の警察署管内の意見交換・聴取がありましたけれども首長で話をする機会をつくっていただければと思います。これについてはもう答弁は求めませんので、私の意見として以上で終わります。

○議長（高野早苗君） 以上で、通告を受けておりました質問、質疑は終わりました。

ほかに質疑はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野早苗君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、組合事務一般並びに提出案件に対する質問、質疑を終了いたします。

午前11時5分 休憩

午前11時20分 再開

「総務広域常任委員会委員長報告」

○議長（高野早苗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ご報告申し上げます。休憩前に開催されました総務広域常任委員会において委員長の互選が行われ、その結果、佐藤一仁君が委員長に互選されたことをご報告申し上げます。

日程第9、議案第5号及び議案第6号を議題とし総務広域常任委員会委員長からの報告を求めます。

総務広域常任委員会委員長 佐藤一仁君。

○総務広域常任委員会委員長（佐藤一仁君） 総務広域常任委員会委員長の佐藤一仁であります。審査結果をご報告申し上げます。議案第5号は全会一致で原案通り可決、議案第6号は全会一致で原案通り可決することと決しました。

以上、総務広域常任委員会委員長の報告といたします。

「質 疑」

○議長（高野早苗君） これより、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野早苗君） 質疑なしと認めます。

これをもちまして、質疑を終わります。

「討 論」

○議長（高野早苗君） これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野早苗君） 討論がないようですから、討論を終わります。

「採 決」

○議長（高野早苗君） 議案第5号について採決を行います。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

お諮りいたします。

議案第5号について、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野早苗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第5号は可決することと決しました。

○議長（高野早苗君） 議案第6号について採決を行います。

本件に対する委員長の報告は、可決すべきものであります。

お諮りいたします。

議案第6号について、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野早苗君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第6号は可決することに決しました。

「議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査」

○議長（高野早苗君） 日程第10 議会運営委員会及び総務広域常任委員会の閉会中の継続審査について議題といたします。

議会運営委員会委員長及び総務広域常任委員会委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配布いたしました申出一覧のとおり、閉会中の継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長及び総務広域常任委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続審査に付することにご異議ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高野早苗君） ご異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

以上で日程は全て終了し、本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。議員各位、理事者の皆様並びに報道関係者には誠意をもってご協力いただきましたことに対し、本席から厚くお礼を申し上げます。

これをもちまして、令和5年新川広域圏事務組合議会12月定例会を閉会いたします。

午前11時23分 閉会